

図書紹介

日本障害者協議会（JD）編 『障害と人権の総合事典』

中村 尚子

A5判256ページのきわめて手に取りやすい事典である。障害と人権を基軸にして精選された328の項目が、障害者問題のいまと今後の課題についての深い理解へと読者を誘う。

●障害者権利条約の理念を学ぶ

一般に読者は事典に何を求めるだろうか。わからない言葉や事物についての、ある程度の「回答」が得られることを期待することは間違いないだろう。その点では期待を裏切らない事典である。加えて本書の特徴は、各章がそのテーマにそった読みものになっている点である。

27の章立ては、障害者権利条約の構成を下敷きにして編まれたことがわかる。まず第1章「障害者権利条約と国連」は、権利条約の前文や第1条の目的、一般原則など、条約の入り口の部分を大項目でていねいに解説。つづけて、締約国報告やパラレルレポート、総括所見など条約を生かすための項目が収載されている。言葉や知識としてではなく、生きた解説である。本書編纂時点での権利委員会の動向が記述され、たとえば日本でも障害者団体がまとめて取り組んでいるパラレルレポートが現状を変えるためにどう生かされるのかが読み取れる。また日本では実現していない「個人通報制度」の項目からは、その手続きとともに、2012年から16年の間の通報審査の実績も知ることができる。この間、通報304件中条約違反と認定されたのは8件であることを知ると、その詳細を知りたいと思う読者もいるに違い

なかむら たかこ
NPO法人 発達保障研究センター

やどかり出版 2023年
定価2,970円



ない。現代的でより深い学びの入り口に立つことができる事典である。

●権利と現実生活を結ぶ

権利条約は、一人ひとりが人として尊重されて生きることを保障する国際的な人権思想を基礎に、障害がある場合も同様に平等でなければならぬことを宣言したものだ。当然、人間生活のあらゆる場面の権利を認め、条文には「個人の移動」や「文化的な生活」など生活と直結した諸権利が表現されている。これを実現するために国や自治体がなすべきことが定められているのが条約であり、権利保障の規準点ともいえる。

こうした観点で本書を読むと、より生活に引きつけて条約の理解と適用を深めようという努力が随所に見られる。

たとえば第10章の「情報とコミュニケーション」。権利条約第21条「表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス」には、「あらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求める、受け及び伝える自由を含む）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる」（JDF訳）として、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション等の保障やインターネット等の利用についての権利が記載されている。

本書第10章は、意思疎通を定義した条約第2条にふれながら、意思疎通とは情報を一方的に流すことではなく、自分の言いたいことが言えて、相手の言うことを聞けること、その上で「お互い相互理解を図ること」と述べている。そして情報

アクセシビリティという比較的新しい領域についても、「誰もが必要な情報に接し、情報を発表したり、交流することができる権利」としてその到達点を解説している。こうした基礎的な内容を踏まえると、「放送のバリアフリー」や「読書のバリアフリー」に対して、社会が正面から、しかしこれが当たり前のこととして取り組まなければならないことが領けるのである。本書が条約理解を助けになるものであると思った章である。

また第11章「災害と障害」は、阪神淡路大震災にはじまって、とりわけ東日本大震災を契機として障害者運動が中心となって取り組んできた事柄を反映した重要な内容である。災害について権利条約は、第11条「危険のある状況及び人道上の緊急事態」に「障害のある人の保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとる」と、きわめて短く述べるにとどまっている。しかし2022年の総括所見では、JDFのパラレルレポートに詳述されたことから、「災害対策基本法において、合理的配慮の否定を含む、障害者のプライバシー及び無差別の権利の保護が限定期であること」「危険な状況や人道上の緊急事態における避難所や仮設住宅の利用の容易さ（アクセシビリティ）の欠如」などの具体的な指摘がなされた。この11章は、本書が今後に生きる内容を含んでいることを示す典型である。

●今後の課題を見据えて

ところで、本書は日本障害者協議会の加盟団体のみならず、じつに広範な分野の方々の執筆協力があつてできあがった。障害者団体、学校や施設で働く人々が、日々感じている障害者・家族の実態を切り捨てるこなく執筆しているであろうことが行間から伝わってくる。日本障害者協議会の力であり、日本の障害者運動の力が一つになった事典だといえる。

もちろん今後に課題はある。今回、収録できなかった項目もあるにちがいない。また各章の記述は必ずしも均等とはいはず、それは実践や運動、研究の発展の違いが関わっているのだろう。

本書の序で、日本障害者協議会代表の藤井克徳

主な目次	
第1章	障害者権利条約と国連
第2章	基本的な理念と視点
第3章	法律と制度
第4章	差別禁止
第5章	障害のある女性'
第6章	障害のある子ども
第7章	意識の向上
第8章	アクセシビリティ
第9章	交通・移動
第10章	情報とコミュニケーション
第11章	災害と障害
第12章	意思決定
第13章	警察や裁判所などでの人権
第14章	生命と人権
第15章	障害者福祉と自立
第16章	教育
第17章	保健・医療
第18章	リハビリテーション
第19章	労働・雇用
第20章	生活保障
第21章	政治参加
第22章	文化・スポーツ・レクリエーション
第23章	統計・資料
第24章	国際協力
第25章	疾患と障害
第26章	支援方法と人材
第27章	障害者運動

さんが言及している「共通言語」にもまだ課題がある。障害分野は多様な専門家が入り交じって、あるときは協働して、あるときは個別に活動している。類似した領域でも、障害の種類、年齢が異なるだけでも相互の理解が困難になることがある。医療、教育という分野の違いがあればなおのことである。

国際生活機能分類（ICF）は、国際障害分類の時代から支援のための共通言語をめざして提起されたが、今日なお成功しているとはいえない。たとえば障害とは何か、国際障害者年以降、1980年代から議論してきたことだが、社会全体の共通認識に至っていない。

ひとつの定義を他分野に押しつけることは避けなければならないが、障害と社会、人権、差別と差別禁止など、権利条約を貫く基本的なことを理解する議論を、障害関係相互に、さらに輪を広げて社会の中で実践していく必要があるだろう。

藤井さんは、編纂の過程で「障害分野での共通言語の共有に新たな道を開くこと」を願ったと書いている。本書によって道を歩みだしたことはたしかだろう。今後、障害者の権利保障に向けた協働の仕事に、本書が力を發揮することを願う。